



# 農業委員会だより

— 第69号 —

編集・発行

阿久根市農業委員会

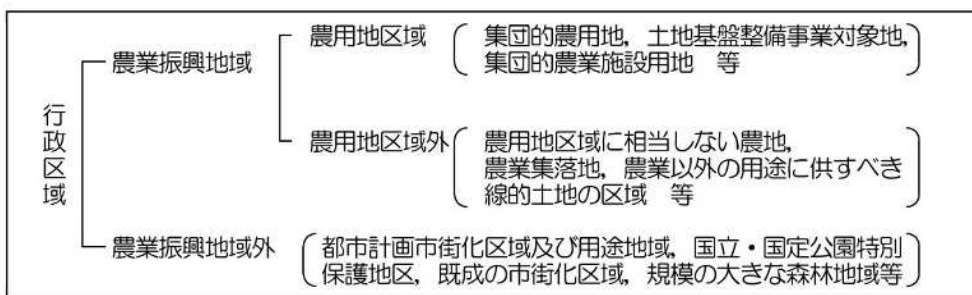
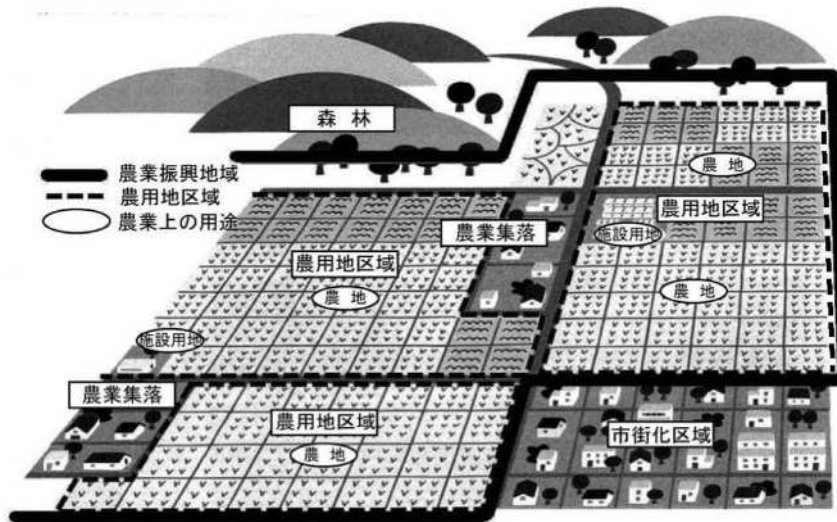
電話 0996-73-1249

令和8年3月

## 農業振興地域整備計画を全体見直します

農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用に寄与するため、長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域を指定します。

市町村は県知事が定めた農業振興地域のうち、農業用に積極的に活用する区域（農用地区域）とそれ以外の区域に区分します。



市町村はおおむね5年おきに行う基礎調査に基づき、計画の見直しを行います。

- ・農用地区域への編入 : 集团的農用地、土地改良事業等の受益地
- ・農用地区域からの除外 : 山林原野化が進み、土地改良事業等の受益地でなく今後の実施予定がない地域。農用地区域と農業集落が混在する地域の整理。

※ 今回の全体見直しでは、主に山林原野化している702筆を除外

【今後の予定】

整備計画の決定公告

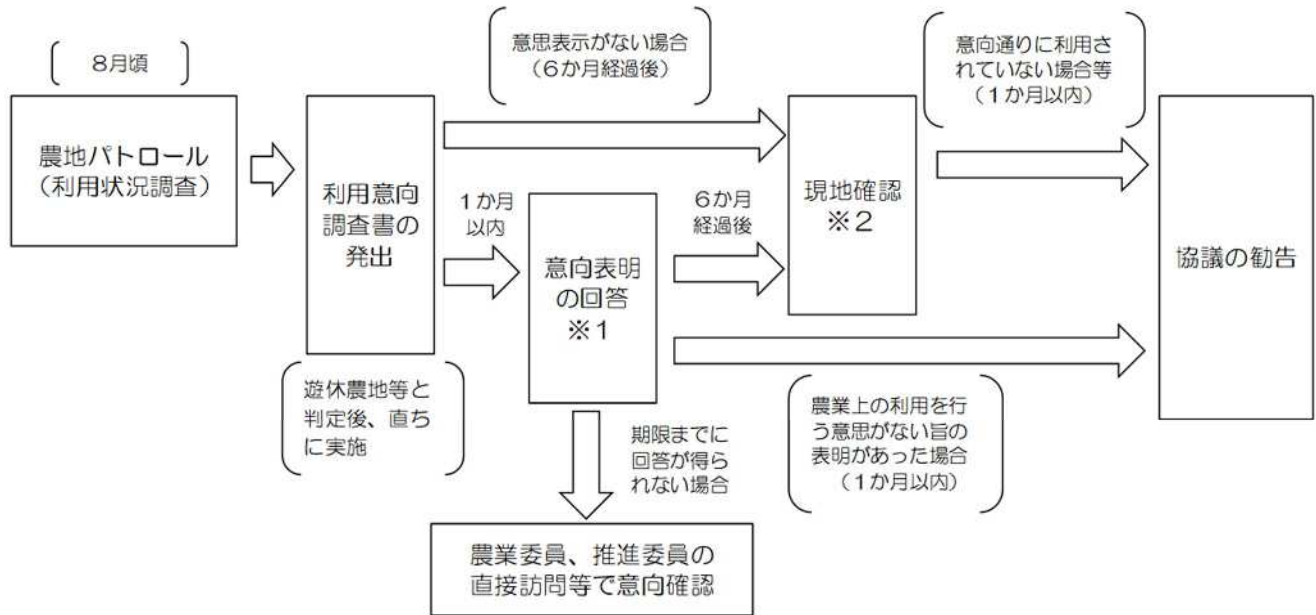
令和8年3月下旬

## 【遊休農地対策の推進】

農業委員会では、農地法第30条に基づき、毎年8月頃に、管内の全ての農地について、農地パトロール（利用状況調査）を実施しております。

また、農地パトロールにより遊休農地と判断された農地について、所有者に対し、利用意向調査を実施しております。

### 【遊休農地に関する措置の流れ】



※1 意向確認後、速やかに必要なあっせんや農地利用調整活動を実施。農地バンクを利用したいという意向が表明された場合は農地バンクに通知。

※2 現地確認は、利用意向調査で「農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があった農地」または「所有者等から意思の表明がない農地」の現地確認。

### 【再生利用が困難な農地の非農地判断】

農地パトロールの結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（以下の①または②に該当するもの）があった場合は、当該調査後、直ちに「農地」に該当しない旨を判断し、農地台帳から整理し、所有者等に対し、非農地判断した旨の通知を行います。

- ① その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

# 【 令和 7 年 農地賃借料実績 】

## 【令和 7 年 1 月～12 月実績】

大 字	田（水稻・飼料作物：10a 当たり）				畑（甘藷等：10a 当たり）			
	平均 値	最 高 値	最 低 値	件 数	平均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	8,900 円	26,200 円	2,400 円	89	5,200 円	10,400 円	1,200 円	174
折 口	5,600 円	8,000 円	3,500 円	22	4,900 円	5,000 円	2,900 円	50
多 田	5,800 円	10,800 円	3,300 円	30	3,500 円	5,000 円	2,900 円	4
鶴 川 内	10,100 円	14,000 円	2,000 円	22	5,800 円	10,000 円	5,000 円	15
山 下	9,600 円	25,000 円	5,900 円	52	6,300 円	10,000 円	5,000 円	4
赤 瀬 川	5,600 円	7,000 円	5,000 円	2	4,200 円	5,000 円	3,600 円	13
波 留	10,200 円	12,100 円	5,000 円	13	—	—	—	—
西 目	—	—	—	—	—	—	—	—
大 川	—	—	—	—	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
市 全 体	8,500 円	26,200 円	2,000 円	230	5,100 円	10,400 円	1,200 円	264
鹿 児 島 県	7,578 円				6,200 円			
全 国	8,293 円				4,893 円			

注)

- 1 令和 7 年に契約された実績を基に記載し、実績無しの場合は「—」で表示しています。
- 2 物納（水稻）は、粳 1 俵（35kg）を 6,000 円と金額換算し記載しています。  
なお、令和 8 年は、粳 1 俵（32kg）を 10,000 円と金額換算しています。
- 3 金額は、100 円未満を四捨五入した数値で記載しています。
- 4 鹿児島県及び全国の平均値は、令和 6 年 3 月時点の数値です。

## 【施設園芸】（10a 当たり）

大 字	平均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	36,700 円	68,700 円	15,000 円	2
折 口	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
鶴 川 内	17,100 円	25,000 円	10,500 円	4
山 下	18,300 円	25,000 円	12,000 円	7
西 目	8,600 円	9,000 円	8,000 円	7
大 川	10,400 円	10,400 円	10,400 円	1
市 全 体	18,600 円	68,700 円	5,000 円	22

注) 施設園芸は、令和 7 年 12 月末で契約中のものを記載しています。

※ 上記の賃借料は参考とし、農地の状況（水利・利便性・傾斜度・有効面積等）を考慮しながら、当事者間で適正な金額を話し合いにより決定してください。

### 全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門誌です。  
農業に関する情報が分かりやすいよう解説的にまとめられています。

全国農業新聞の購読などのご相談は、農業委員、最適化推進委員、又は  
農業委員会事務局にお問い合わせください。

（毎週金曜日発行・購読料月 900 円（令和 8 年 4 月から）[送料・税込]）



# 令和8年度 阿久根市農作業賃金等標準額

標準額は目安となりますので、農地等の条件により当事者間において適正な額の話し合いをお願いします。

【一般作業】					〔単位：円〕
作業名等			時間	標準額	備考
軽作業			8時間	8,300	幅広い年齢層で男女を問わない作業など (野菜の植付・収穫及び管理など)
重作業			8時間	9,000	技術・危険を伴う作業や農機具を使用する作業 (脚立使用、ハウスのビニール掛けなど)
【機械作業】					
作業名等			単位	標準額	備考
水田 機械作業	耕起		10a	8,500	【①～③は、全作業共通とする】 ①搬入不便な場所は、2割以内で加算する。 ②1枚の面積が10a未満の場合は、10aとする。 ③農地の条件(水利・利便性・傾斜・有効面積等)により双方で協議し加減する。 湿田及び雑草は3割加算する。 10a未満は、12,000円とする。 早期米は、1,000円の加算とする。
	代かき		〃	9,000	
	田植え	委託者苗持ち	〃	8,500	
		同時施肥	〃	9,000	
	コンバイン		〃	19,000～ 23,000	
	横持ち		〃	2,000	
	乾燥		1袋	1,200	
	畦塗り		1m	50～100	
普通畑 機械作業	耕起		10a	9,000	
	サブソイラー		〃	6,000	
	パワーディスク		〃	7,000	
	甘藷うねたて		〃	7,500	(大うね)
	マルチ	被覆のみ	〃	3,800	
		うねたて同時	〃	10,000	
	甘藷・馬鈴薯機械掘り		〃	5,300	
	甘藷つる切り		〃	4,200	
馬鈴薯植え付け		〃	15,000	種・マルチ本人持(小うね)	
防除作業	ミスト機(粉・粒剤)		〃	3,500	10a以上
	動力噴霧器(水和剤)		〃	3,500	農薬は委託者持
	ドローン(薬剤費除く)		〃	3,100	30a以上
肥料散布	ライムソワー		〃	2,500	
	ブロードキャスター		〃	3,000	
その他	稲わら・牧草梱包		〃	7,700	梱包のみ・紐は機械持
	堆肥 (2t車)	完熟	1台	6,710	バラ、配達料込
		散布料		3,850	

注) 標準額は、消費税込みとなります。

## 農地の売買、贈与、貸借、転用は許可が必要です

○農地を農地のまま権利移転・利用権設定できるのは農業従事者だけ  
農地を耕作するために、農地のまま買入、受贈、借受けなどを行う場合は、  
農地法の許可を受ける必要があります。(農地法第3条申請)

・なお、農地を農地として取得する場合

下限面積要件がありました。が、面積要件は廃止  
されております。

○農地を農地以外の目的で使用する  
場合(転用)事前に農地法の許可が必要  
です。(農地法第4条・5条申請)

・住宅、倉庫、店舗、農業用施設(牛舎)  
等、工場等の建物、資材置場、再生可能  
エネルギー発電施設、駐車場、道路、水  
路、山林、工事の現場事務所を一時的に  
設置、砂利採取など

※ 許可申請の様式及び添付書類等については、市ホームページをご覧ください。



## 所有者不明農地制度について

○所有者の名義が死亡者のままで、相続人が子や孫の代にわたり、貸し借りが難しい農地、いわゆる所有者不明農地が増えています。

農業委員会は農地の登記名義人の配偶者と子どものみを調べて、意向をお聞きし、それでも共有者がわからない場合は、2か月の公示を行って農地バンクに貸借ができます。

○農業委員会が行う探索の範囲は、登記名義人の配偶者と子まで

- ・探索：原則、不動産登記簿、戸籍、戸籍附票、住民票等の確認
- ・所在確認：原則、書面の郵送往復

○農業委員会による公示期間は、2か月間

- ・探索等により所有者(共有者)が分からないと確定した場合

○機構への利用権の設定期間は最長40年

- ・公示の結果、所有者からの申出がなかった場合で、都道府県知事の裁定又は認可を経て実施

# 所有者が亡くなられたら相続登記をしましょう

令和3年4月に民法等法律が改正され、令和6年4月1日から土地や建物の相続を知った日から3年以内に、相続登記を行うよう義務付けられました。

さらに令和8年4月1日から不動産の所有権の登記名義人に対し、住所等を変更した日から2年以内に変更登記が義務付けられます。



**登記** あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

相続登記手続きは法務局に申請してください。詳しくはお近くの司法書士にご相談ください。



**届け出** 農地を相続された方は届け出が義務づけられています。

農地を相続された場合、権利取得を知った日から概ね10か月以内に、農業委員会に届け出る必要があります。登記完了証の写しを添付し、農業委員会へ届出をお願いします。

## 農業者年金に加入しませんか？

### ◆加入要件

- ・国民年金1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満



### ◆保険料 月額2万円～6万7千円

通常加入した場合の農業者年金の支給額の試算（保険料月額2万円の場合）

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額（年額）		年金額（月額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	6.3万円	5.3万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	4.2万円	3.5万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	2.5万円	2.1万円	638万円	674万円

### ◆特徴

- 終身年金。80歳まで死亡の場合、一時金あり
- 要件を満たす39歳までの農業者は保険料の一部助成あり
- 保険料はいつでも見直しできる。何回でも脱退、再加入ができる。
- 60歳まで支払う毎月の保険料は、全額社会保険料控除の対象

※国民年金及び国民年金付加年金（付加保険料月額400円）の納付届出が必要です。

※農業者年金と、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）は重複加入できません。